

特定機械に関する規制一覧

検査事項等		特定機械等(令12条)	ボイラ(小型ボイラ並びに船舶用、電気事業法の適用を受けるものを除く)	第一種圧力容器(小型圧力容器、船舶用、電気事業法、高圧ガス保安法、LPG法の適用を受けるものを除く)	クレーン(つり上げ荷重3トン異常(スタッカ式にあつては1トン以上))	移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上)	デリック(つり上げ荷重2トン以上)	エレベータ(積載荷重が1トン以上)	建設用リフト(ガイドレールの高さが18メートル以上で積載荷重0.25トン以上)	ゴンドラ
製造	製造許可	(製造のための許可:許可形式の製造の場合は不要)	○	○	○	○	○	○	○	○
	製造検査	(製造したその機械の検査)				○				○
	構造検査	(製造したその機械の検査)	○	○						
	溶接検査	(溶接による機械を製造しようとする場合の検査)	○	○						
	使用検査	(輸入、長期未設置、廃止の機械使用の場合の検査)	○	○		○				○
設置	落成検査	(設置した機械の検査)	○(移動式は不要)	○	○		○	○	○	
	性能検査	(検査証の更新を受けようとする場合の検査)	○	○	○	○	○	○		○
	変更検査	(設置した機械を変更しようとする場合の検査)	○	○	○	○	○	○	○	○
管理	使用再会検査	(休止していた機械再使用の場合の検査)	○	○	○	○	○	○		○
	定期自主検査	(一定期間毎の自主検査)	○(月次点検)	○(月次点検)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※2)	○(※3)	○(※4)
	検査証	(有効期間)	○(1年)	○(1年)	○(2年以内)	○(2年以内)	○(2年以内)	○(1年)	○(設置から廃止)	○(1年)

(※1)年次点検, 月次点検, 作業開始前点検

(※2)年次点検, 月次点検, 屋外に設置の場合は暴風, 地震後に点検

(※3)月次点検, 作業開始前点検, 暴風, 地震後に点検(地下に設置している場合は除く)

(※4)月次点検, 作業開始前点検, 強風, 大雨, 大雪等悪天候後に点検